

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び  
期間の延長（令和 3 年 6 月 17 日）等に伴う工事及び業務の対応等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 6 月 17 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域については沖縄県のみ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加し、岐阜県、三重県を除いた 1 道 1 都 2 府 6 県に変更されるとともに、実施する期間についても、それぞれ 7 月 11 日まで延長する決定がなされたところです。

これを踏まえ、国土交通省より、施工中の工事における感染拡大防止対策の徹底等について、別添 1 及び 2 のとおり通知がありましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、同通知にて記載のとおり、6 月末で期限を迎えることとなっていた雇用調整助成金については、これまでと同水準の支援を 8 月末まで行うこととされましたので、併せてご周知ください。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和 3 年 6 月 17 日）に伴う工事及び業務の対応について
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和 3 年 6 月 17 日）に伴う工事及び業務の対応について
- 参考 1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき期間の延長（令和 3 年 5 月 28 日）に伴う工事及び業務の対応について（令和 3 年 6 月 1 日付け事務連絡）
- 参考 2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき期間の延長（令和 3 年 5 月 28 日）に伴う工事及び業務の対応について（令和 3 年 6 月 1 日付け事務連絡）

(担当) 事業部 堤 TEL 03-3551-9396 FAX 03-3555-3218 メール jigyo@zenken-net.or.jp
--